

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社が承継）における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社に採用されてから退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、同社B支社から同社の本社へ異動した頃である昭和35年8月の1か月が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事原簿、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B支社から同社の本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、判明する資料は無く、同僚からの供述等も得られないものの、A社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の記録が記載された備考欄には申立人の同社B支社での被保険者資格喪失届の受付日と考えられる日付（昭和35年8月11日）が確認でき、同社B支社が異動前にあらかじめ申立人に係る資格喪失届を提出するとは考え難いことから、昭和35年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社及び同社のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月1日から同年12月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月頃から同年12月13日まで
② 昭和43年2月26日から45年5月頃まで

私は、昭和42年1月頃から45年5月頃まで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険加入期間が42年12月13日から43年2月26日までのみとされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当時、A社には、住み込みで勤務していた。」旨を供述しているところ、戸籍の附票を見ると、申立人は、昭和42年4月10日から43年3月17日まで、A社の所在地を住民登録地としていることが確認できる上、申立人が提出した給料明細書は、当該明細書に記載された厚生年金保険料控除額等から、42年5月支給分から43年2月支給分までの明細書であることが推認できることから、申立人は、申立期間①のうち、42年4月10日から同年12月13日までの期間について、同社に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社での厚生年金保険加入月数は、昭和42年12月及び43年1月の2か月とされているところ、前述の明細書を見ると、42年12月支給分から43年2月支給分までの各月（3か

月)の給料から、それぞれ厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当時の事務担当者は、「厚生年金保険料は翌月控除であった。」旨を供述していることから考えると、当該明細書により控除が確認できる厚生年金保険料は、42年11月から43年1月までの保険料であると認められる。

なお、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、同僚の同社での資格取得日がおおむね月の初日であること等から、昭和42年11月1日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和62年6月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和42年1月頃から同年4月10日までの期間について、当時の同僚等からも、当該期間における申立人の勤務実態等についての供述は得られない。

また、申立期間①のうち、昭和42年4月10日から同年11月1日までの期間については、前述のとおり、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が提出した42年5月支給分から同年11月支給分までの給料明細書を見ると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、当時の同僚からは、「事業主の意向により、勤務が落ち着くまで、厚生年金保険には加入させてくれなかった。」、「本人が加入を希望しない場合には加入させていなかった。」旨の供述が得られたところ、オンライン記録によると、複数の同僚等は、記憶する入社日から6か月以上経過した日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の複数の同僚等が供述する同社の従業員数と、オンライン記録等により確認できる同社での厚生年金保険被保険者数は異なることから判断すると、当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認できる。

3 申立期間②について、前述の戸籍の附票により、申立人の住民登録地は、昭和43年3月18日にA社が所在する都道府県とは異なる県へ変更されていることが確認できるところ、申立人からは、「実父が死亡(昭和42年)した翌年にA社を退社し、帰郷したことから、戸籍の附票の記録がそうで

あれば、その記録に間違いはないと思う。」旨の供述が得られた上、当時の同僚からも、当該期間における申立人の勤務実態等についての供述は得られない。

また、オンライン記録により、昭和 43 年 7 月 26 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚からは、「申立人は、私が退社する数か月前に退社した。」旨の供述が得られた上、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②中である 44 年 9 月 1 日から 48 年 9 月 30 日までの期間について、同社とは異なる事業所で雇用保険に加入していることが確認できる。

なお、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 44 年 9 月 1 日から 48 年 9 月 30 日までの期間について、雇用保険に加入していることが確認できる事業所は、A 社が所在する都道府県とは異なる県に所在していたことが確認できる上、オンライン記録によると、当該事業所は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和 42 年 1 月頃から同年 11 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 42 年 1 月頃から同年 11 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年から 29 年まで
② 昭和 38 年 4 月頃から 41 年 3 月 1 日まで

私は、A社での勤務期間（申立期間①のうちの約1年）及びB社に継続勤務していた期間のうち申立期間②が、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた旨を主張しているものの、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の者からは、申立人が同社に勤務していた旨を供述する者は見当たらない。

また、申立人は、A社の二階の店舗で洋服販売等を担当していた旨を主張しているところ、申立期間①当時、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の者の供述から判断すると、当時、同社の二階の店舗は「C社」と、A社とは異なる事業所であったことがうかがわれるものの、オンライン記録等を見ても、当時、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が同社に勤務していた旨を供述する者は見当たらず、申立人の申立期間①における勤務実態等は確認できない。

一方、A社の被保険者名簿を見ると、申立人は、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が「昭和 28 年 11 月 1 日」とされていることが確認できる。

しかし、前述の名簿において、申立人のA社での資格喪失日は、資格取得日と同一日である「昭和 28 年 11 月 1 日」とされていることが確認でき

る上、当該記録内容は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記録された内容と一致していること等から考えると、同社は、申立人を厚生年金保険の被保険者として資格取得を届け出たものの、当該届出が誤りであったとして、資格取得を取り消す意図をもって資格喪失の届出を行ったものと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、当時の複数の同僚の供述等から、申立人は、申立期間②を含む昭和30年頃から、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の複数の同僚及び事務担当者から、「当時、B社では、厚生年金保険への加入は任意であった。また、勤務期間の途中であっても、申し出れば厚生年金保険に加入できた。」旨の供述が得られた。

また、オンライン記録によると、複数の同僚等は、記憶する入社日から2年以上経過した日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の複数の同僚等が供述する同社の女性従業員数と、オンライン記録等により確認できる同社での厚生年金保険被保険者のうち女性の数は、大幅に異なることから判断すると、当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認できる。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、かつ保険料を現年度納付している期間が確認できる上、B社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間について、国民年金被保険者資格の得喪手続が行われていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。